

～ 国際研究 ～

日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究

国際協力部教官

須 田 大

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2014年8月3日（日）から同月9日（土）まで（移動日を含む）、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。本共同研究の研究員は、ラオス司法省法・司法研修所ジョムカム・ブッパリワン所長を団長とする5名であったが、本共同研究と同時期に日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）によって実施されたラオス弁護士会本邦研修（以下「弁護士会本邦研修」という。）と一部プログラムを共同して実施した（各参加者の詳細は、別紙1及び2を参照されたい。）。

第2 本共同研究実施の背景

ラオスでは、2010年7月から2014年7月の4年間にわたり実施されてきたJICAプロジェクト「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」（以下「フェーズ1」という。）¹に引き続き、2014年7月から、「同プロジェクト（フェーズ2）」（以下「フェーズ2」という。）が4年間の計画で実施されている。

フェーズ2では、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、実務機関である司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院に法学教育機関であるラオス国立大学を加えた関係4機関をラオス側の実施機関とし、法令起草能力や法令運用・執行能力の向上、法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。²

その柱の一つである法曹養成研修の改善では、ラオスが2015年1月に新たに開所を計画している「National Judicial Training Institute」（以下「ラオス司法研修所」という。）

¹ フェーズ1については、本誌44号に「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」としてプロジェクト形成の経緯及びプロジェクト内容の詳細が掲載されている。

² フェーズ2については、現在、長期専門家としてラオスに派遣されチーフアドバイザーとして活動している中村憲一専門家が、本号において、プロジェクト内容を紹介しているので御参照いただきたい。

への支援が想定されている。ラオス司法研修所設立の構想は、ラオスの司法関係者幹部が2012年2月に我が国の司法研修所を訪問し、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度に大いに関心を持ち、日本型の法曹育成研修機関を設立しようとの気運が高まったことが契機となって進められているものである。

ラオス司法研修所に関しては、国連開発計画（UNDP）やフランス政府も支援を表明し、カリキュラム作成や教官候補者に対する研修などに協力しているが、教材の準備・開発や具体的利用方法など研修教育の中で具体的に実施する内容の整理、実務修習の実施方法、大学教育や各機関における研修との住み分けや連携など制度の核心部分についての準備不足が否めず、ラオス側がこの点を憂慮している上、フランスの法曹養成が司法官（裁判官・検察官）を養成する国立司法学院と弁護士養成学校による二元的制度の下で実施されていることもあり、かねてラオス側から法曹三者を一元的に養成する日本の知見の提供を強く求められてきた。

ラオス司法研修所は、将来的にはラオスにおける法曹人材育成の基幹組織となると見込まれる上、同研修所が日本型の一元的な法曹養成制度を参考にしていることなどに照らすと、ラオスの法曹人材育成制度を一層充実したものとするためには、これまでの支援活動を通じて法制度に関する深い理解を有しておりラオス側からも高い信頼を得てきた我が国が、上記法曹育成制度の核心部分の準備に資する知識経験を直接的に提供する必要性は大きく、我が国が1998年以来行っているラオスに対する法制度整備支援の成果を維持・発展させることにもつながるため、本共同研究を実施するに至った。

第3 本共同研究実施までの経過等

本共同研究実施に当たっては、JICAプロジェクトの長期専門家によるラオス側との協議はもとより、当部担当者、JICAプロジェクトの長期専門家、JICA、及び弁護士会本邦研修を担当する日弁連国際交流委員会の福田健治弁護士らとの間で数回の協議を行い提供プログラムの内容を詰める作業を行った。

招へいする研究員に関しては、ラオス司法研修所の所長に就任することが予定されているジョムカム法・司法研修所長をはじめとする幹部メンバーとした。

また、本共同研究実施による効果の最大化を目指し、本共同研究に先立つ2014年7月17日及び18日の両日にわたり、ビエンチャンにおいて現地セミナーを実施し、小職において日本の司法試験や法曹養成制度に関する説明を、日弁連国際交流委員会山元裕子弁護士において日本の弁護実務修習制度に焦点を当てた説明を行い、事前の情報提供を実施した。同セミナーには、本共同研究に参加予定となっていたジョムカム

所長ほか4名、日弁連において招へい予定となっていたラオス弁護士会ミサイ・テープマニー会長ほか2名に加え、ケート・ケティサック司法省副大臣、カムパー・センダラー最高人民裁判所副長官、ランシー・シィブンフアン最高人民検察院副長官というハイクラスの方々や、JICAプロジェクトのワーキンググループのメンバーなど、総勢50名近くの参加者が集まった。当初は、本共同研究参加者に日弁連の招へい予定者数名が加わる程度の規模を予想していたが、ラオス側が主導して上記3人のハイクラスの方々を含めた関係者を招集し、大規模なセミナーを開催するに至ったものであり、本共同研究に対するラオス側の期待と意欲を強く感じるとともに、本共同研究が成功裏に終わることを予感させる幕開けとなった。

第4 本共同研究の内容

本共同研究の日程の詳細については、別紙3のとおりである。本稿では、全プログラムのうち、開始・終了の各プログラムのほか、いくつかのプログラムでの状況を紹介する。なお、本共同研究には、研究員に加え、ラオス現地から現行プロジェクトの長期専門家である中村憲一専門家も帯同し、全日程に参加した。

1 ラオス側発表

本共同研究初日である8月4日（月）午前には、研究員を代表して本共同研究の団長であるジョムカム法・司法研修所長から、ラオス司法研修所に関する発表が行われた。

ジョムカム法・司法研修所長からは、「現在、ラオスでは、裁判官、検察官及び弁護士という法曹三者の養成を、それぞれ最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会が個別に実施しているが、その結果、法律の知識や理解に相違があるため実務を統一的に運用できない状況、法律解釈の相違矛盾が生じて」おり、「（実務における）公平性が確保できず社会的にも非難されている。その大きな原因が、個別に法曹が育成されているからだと思われる」ところ、このような問題点を解決するために、法曹三者を統一的に養成する司法研修所を設立することとなった旨、ラオスにおいても日本型の法曹三者を統一的に養成する制度の確立を目指すようになった背景事情を発表していただいた。また、ラオス司法研修所設立の根拠となる首相令発出の準備状況や、カリキュラムについては司法大臣の承認も得られ、使用教材の初期準備段階を経たことなど、ラオス司法研修所設立に向けた準備の進捗状況などについても報告していただいた（同発表の内容の詳細は、ジョムカム法・司法研修所長が準備された発表原稿の仮和訳である別紙4を、同発表中に引用されたラオス側からの質問事項については別紙5を参照いただきたい。）。

また、弁護士会本邦研修の参加者を代表して、ミサイ会長及びヴィエンサワン・パンタリー副会長からも御挨拶していただき、日本の弁護士養成制度を学び、これを応用してラオスに合った制度を作り上げてラオスの弁護士を養成していきたいという強い意欲でこの研修に臨んでいることをお話していただいた。

2 司法研修所訪問，司法研修所教官との意見交換

8月4日（水）午後には、司法研修所を訪問し、山名学所長への表敬、吉崎佳弥事務局長、設楽あづさ刑事弁護上席教官、神山啓史教官及び安田明代所付との意見交換のほか施設見学を実施していただいた。

意見交換では、ラオス側参加者から、司法研修所において使用する教材作成の方法、集合修習の目的、研修所の運営や修習生の管理など非常に幅広い質問が出されたが、どの質問に対しても、丁寧に説明していただいた。

ラオス側参加者は、日本において、大学・法科大学院・司法研修所・実務のそれぞれがどのように連携して無駄な重複や間隙なく、プロセスとしての法曹養成を実施しようとしているのかについて強い関心を持ち、本共同研究に臨んでいたところ、意見交換における吉崎事務局長、設楽上席教官及び神山教官のお話により、上記プロセスの中における司法研修所での教育の位置付けというものが確固たるものとしてイメージされ共有されていることをラオス側参加者に伝えていただけた。

意見交換後、ロールプレイングで行う模擬裁判に利用する法廷教室も見せていただくことができ、司法研修所の施設利用の面でもラオス側参加者には臨場感を感じてもらうことができた。

3 東京地方裁判所訪問，裁判官との意見交換

8月5日（火）午前には、東京地方裁判所を訪問し、まず、同裁判所刑事第11部の大善文男部総括裁判官の御案内で、同部裁判官室を見せていただき、その後、同裁判所刑事第6部の中里智美部総括裁判官、大善部総括裁判官及び同裁判所刑事第4部の鈴木巧裁判官との意見交換を実施していただいた。

意見交換では、冒頭、大善部総括裁判官から、刑事裁判を例にとった実務修習プログラムについて具体的に御紹介いただいた。同説明前には大善部総括裁判官の御案内で執務室を見せていただいていたので、ラオス側参加者は、修習生の配置を含めた執務環境を具体的にイメージすることができ、御説明もそのイメージを前提にお伺いすることができた。

その後の意見交換では、日本においては「法科大学院における教育→司法研修所に

おける教育」というプロセスでの法曹養成を実施していることや、実務家である裁判官が法科大学院に派遣されて教育を行っていることなどを御紹介いただいた。ラオス側参加者は、プロセスでの法曹養成が行われていることに感銘を受け、ラオスの司法研修所ではどのような能力を身に付けさせるのか、そのためにどのような教育をするのかを明確にすることが重要であることや、養成機関相互の情報共有が必要であることに気付きを得たようであった。

また、ラオス側参加者は、実務の現場において、法曹養成に携わる実務家が大きなプロセスと各段階における教育の位置付けを理解しつつ、利害得失を考えずに将来の法曹界を考えて後進の教育を行っている日本の法曹養成の在り方にも感銘を受けたようであった。

4 講義「法科大学院での法学教育等」

8月6日（水）午前には、最高検察庁から中央大学法科大学院に特任教授として派遣され教鞭をとられている稲葉一生先生を講師にお招きし、「法科大学院での法学教育等」と題して、日本の法科大学院教育の位置付けや教育内容などについて、中央大学法科大学院で実施している教科・カリキュラム、御担当の刑事系の科目において実施している講義内容を紹介しつつ御説明いただいた。その中で、大学法学部では法律の基礎理論を、法科大学院では基礎理論に加えて事実を与えての考察の訓練を、司法研修所では証拠を与え事実認定を行わせた上での考察の訓練を、実務における教育では証拠を得るための捜査方法等（検察の場合）をとるように、各段階において習得させるべき事柄を明確にし、段階的に積み上げる形で一貫したプロセスとしての法曹養成が行われていることを、イメージ図を用いて非常に分かりやすく御説明していただいた。特にプロセスとしての法曹養成については、初日の司法研修所、2日目の東京地方裁判所に続き、日本の法曹養成の考え方として繰り返し紹介されてきていたことであり、稲葉先生の講義により、ラオス側参加者には、かなり浸透している印象を受けた。

5 意見交換「法科大学院における法曹人材育成とラオスへの応用」

8月6日（水）午後には、前述した稲葉先生の講義に引き続き、稲葉先生に加え、JICA 国際協力専門員である佐藤直史弁護士、法務省大臣官房司法法制部中島行雄部付にもパネリストとして御協力いただき、意見交換会を実施した。

既に触れたように、この意見交換を実施した頃には、ラオス側参加者に、プロセスとしての法曹養成がキーワードであり、ラオスにおいて、どのように具体化していく

かを検討することが最重要課題であるとの意識が浸透しており、3人のパネリストに向けられるラオス側参加者の発言も、その課題の検討に向けて必要と各人が考えている具体的な点に及ぶようになった。

例えば、ラオス側参加者からは、法科大学院、司法研修所、各実務機関における役割分担と相互の情報共有が重要であるとして、具体的にどのように実施しているのかをより詳細に知りたい旨の発言や、各機関での教育が重複にならないようにする工夫や実例を紹介してもらいたいといった踏み込んだ発言がいくつも出された。そして、例えば、後者の発言の場合には、その前提として、「ラオスでは、例えば、法科大学と研修所とで『裁判の判決文の起案』という同じ科目を設定しているように他の科目でも同じ状況が生じており、重複を避ける必要があるので、日本の経験を教えてもらいたい」などと、ラオスにおいて検討すべき課題を具体的に認識していることが分かる説明がなされた上で、パネリストに日本の経験の紹介が求められたり、「ラオス司法研修所を設立するのに伴い、法科大学院のないラオスでは、法科大学や大学法学部での教育カリキュラムを見直す必要がある」旨の発言が出るなど、議論の深まり方から本共同研究の効果が早くも現れ、かつ浸透してきていることを実感できた。

6 意見交換「司法修習における実務修習の現状等」

8月7日（木）午後には、日弁連司法修習委員会副委員長をされている志賀剛一弁護士と東京地方検察庁総務部の馬場浩一副部長に御協力いただき、日本の司法修習における実務修習についての御紹介とそれを踏まえての意見交換会を実施した。



質問に答える稲葉先生

志賀弁護士には、弁護実務修習の提供プログラム、実務修習における獲得目標とそのために行われる修習内容、仕事の傍ら無報酬で行う修習生指導に対する弁護士実務家のスタンスに加えて、修習生と指導担当弁護士とのトラブルの例まで、幅広い範囲の話題を具体例を交えて分かりやすく説明していただいた。

また、馬場副部長からも、東京地方検察庁を例にとった検察分野の実務修習について、

指導体制、提供プログラムの内容のほか、全国の地方検察庁で均質の修習を提供できるよう修習指導の方針を決めていることを、その内容も具体的に触れて説明していただいた。

ラオス側参加者からは、生の事件を実務修習で経験させる方法や留意点、全国規模

で実施する実務修習において一定の質を確保した修習プログラムを提供する上での工夫、各修習生の志望の把握方法、修習生の管理方法に関する質問が出されるなど、それまでのプログラムを通じて得た日本の法曹養成制度に関する知識を前提に、ラオスにおいて実務修習を実施する場合に活かすことができるものはないかという観点に立った非常に具体的な質疑が相次いだのが印象的であった。

7 総括質疑等

最終日の8月8日（金）には、本共同研究を踏まえての総括質疑や意見交換を行った。この総括質疑等では、ラオス側参加者から本共同研究で得たことなどを発表していただく予定にしていたため、その準備として、8月7日（木）午前には、本共同研究参加者による検討会を実施した。詳細は割愛するが、この検討会では、メンバー5人が真剣な面持ちで積極的に発言し、熱い討論を繰り広げており、その検討結果が総括質疑等で披露された。

総括質疑等では、本共同研究の参加者及び弁護士会本邦研修の参加者の全員から、今回の日本での経験を通じて得たそれぞれの気づきの点やこれからラオスにおいて進めるべきことなどが発表されたが、その中からいくつかを紹介したい。

本共同研究の団長であるジョムカム法・司法研修所長は、「本共同研究を通じ、大きく4つの成果を得ることができたこと、すなわち①法曹三者を統一的に養成する意義は、お互いの役割や任務に関する共通理解を醸成するためであると再確認できたこと、②日本の司法修習におけるカリキュラムを参考にラオス司法研修所のカリキュラムも見直す必要があると分かったこと、③実際の事件記録を用いた検討や模擬裁判の実施により実務を体験させることの有効性を理解できたこと、④ラオス司法研修所における教育との連携・架橋を意識した法科大学や大学法学部での教育カリキュラムの見直しが必要であることを学べたこと、これらが本共同研究の成果であり、ラオスに帰国後、関係者と急ぎ成果の共有を図りたい」旨述べられた。



熱い討論を繰り広げる研究員

今回、唯一、法学教育機関から参加されたソンマイ・シーウドムパン法科大学学長は、「ラオスの大学及び法科大学での教育カリキュラムを改善し、大学において何を学ばせるのか、司法研修所において何を学ばせるのかを明確にしなければならない

ことが良く理解できた。そして、ラオスの法曹養成を考える上で日本の法科大学院制度は非常に参考になった」旨述べられた。

そして、ブンクワン・タウィサック最高人民裁判所司法研修所長は、「ラオス司法研修所において研修生に何を学ばせるのか、どんな人材を育成したいのかが重要であることが分かり、研修所では技術を学ばせ実務を体験させたいという考えになったが、法曹三者に必要な一般的理論の知識、具体的事案への法律の適用能力、法律のより深い知識などをどの段階で学ばせるについては必ずしもまだ明確になっていない。例えば、ラオスの現状には、大学で理論も技術も実務も教えているように課題がある。今後、日本の制度とも比較しながら、大学、ラオス司法研修所、各機関の研修所において何を勉強させるのかを再検討する必要がある。加えて、ラオス司法研修所の教官が研修所の目指していることを理解しなければならないことや、事例問題を中心とした教材の必要性、実務修習においても一定の基準を設けて修習させる必要性を学んだ。まとめると、①ラオスの法曹養成の全体的な制度を見直す必要があること、②ラオス司法研修所・裁判所や検察院での研修内容やカリキュラムを見直す必要があること、③ラオス司法研修所の教官の認識・理解をより強める必要があること、3つのポイントになる」旨述べられた。

ラオス弁護士会のヴィエンサワン副会長は、日本の法曹養成における司法研修所教育、実務修習教育の内容や役割分担等につき詳しい説明を受けて良く理解することができたので、帰国後は、ラオス弁護士会の全員に今回の成果を伝えてどのような改善を図るかを検討するとともに、ジョムカム法・司法研修所長らと協力して、教材や研修内容についてより深い検討を進めたい旨述べられた。

この4人の方々が述べた内容が代表するように、ラオス側参加者の発言からは、参加者が皆、意見交換や講義といったプログラムの各所において強調されてきた「プロセスとしての法曹養成」の意義、法曹養成の各段階において何をどのように教育するかを明確にすることの重要性などを深く理解した上で、ラオスの現状に照らした具体的な問題点の掘り下げまで行い、今後、ラオスにおいて解決すべき課題をも検討するに至っていることを手に取るように感じることもできた。

第5 終わりに

今回の企画を通じ、ラオスの法曹養成に携わる司法省、裁判所、検察院、弁護士会の中核メンバー等により構成された本共同研究及び弁護士会本邦研修の参加者が皆、いずれのプログラムにも積極的に参加して日本の知見を吸収することに真摯に取り組む姿を日々目にし、その成果を是非ともラオスの法曹養成に活かしていこうという強

い意思を幾度となく感じ、また、司法研修所設立という一大プロジェクトの理念の下に、有為な法曹を育てようという使命感をもって、協力し合いながらプロジェクトを進めていることを実感した。

本共同研究の成果が、今後どのように実を結んでいくかは、2015年1月に予定されているラオス司法研修所の設立、そして、その後のラオスにおける法曹養成制度の発展の行く末を見るまでは分からないが、ラオス司法研修所設立を中核とするラオスの法曹養成改革が成功するために、今後も、引き続き積極的な協力を続けていきたいと思う。

最後に、今回、このように実り多く内容の濃い共同研究を実現することができたのは、各訪問先で御協力いただいた皆様、講師の先生の皆様、翻訳・通訳を通じて日本側とラオス側参加者との架け橋になってくださったチャンタソン・インタヴォン氏、チッタコーン・センダヴォン氏など、関係者の皆様の多大な御支援、御協力があつてこそこのことであり、この場をお借りして、改めて厚く御礼を申し上げたい。

以 上

日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究

1	ジョムカム・ブッパリワン	
	Dr.	Chomkham BOUPHALIVANH
	司法省法・司法研修所長	
2	ブンクワン・タウィサック	
	Mr.	Bounkhouang THAVISACK
	最高人民裁判所司法研修所長	
3	ポーンペット・ウンケーオ	
	Ms.	Phonephet OUNKEO
	最高人民検察院検察官研修所長	
4	ソンマイ・シーウドムパン	
	Mr.	Sommay SYOUDOMPHANH
	法科大学学長	
5	センパチャン・ウオンポートーン	
	Mr.	Sengphachanh VONGPHOTHONG
	司法省法・司法研修所副所長	

【担当/Officials in charge】

教官 / Professor 須田 大 (SUDA Hiroshi), 甲斐 雄次 (KAI Yuji)

国際協力専門官 / Chief Administrative Staff 千同 舞 (SENDO Mai), Administrative Staff 白井 涼 (SHIRAI Ryo)

日本弁護士会連合会招へい者

1	ミサイ・テープマニー
	Mr. Mixay THEPMANY
	ラオス弁護士会会長
2	ヴィエンサワン・パンタリー
	Mr. Viengsavanh PHANTHALY
	ラオス弁護士会副会長
3	ラソーンサイ・チャンタウオン
	Mr. Lasonexay CHANTHAVONG
	ラオス弁護士会会員
4	マニチャン・ピラパン
	Ms. Manichanh PHILAPHANH
	ラオス弁護士会会員

日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究日程

[担当教官: 須田教官, 甲斐教官 事務担当: 千同主任専門官, 白井専門官]

月	曜	9:30	10:00	11:00	11:15	12:00	14:00	17:00
8	土	ラオス出国						
8	日	入国						
8	月	9:00 オリエンテーション 共用会議室	ラオス側発表 (NJTI の概要, 問題点等), 意見交換 共用会議室	11:00 所長表敬	11:15 昼食・移動		司法研修所教官との意見交換「司法研修所における法曹人材育成」 司法研修所	15:35
8	火	東京地方裁判所訪問, 実務修習担当裁判官との意見交換 東京地方裁判所				講義「弁護士養成について」 弁護士 升味佐江子 弁護士 野間敬和 弁護士会館		
8	水	講義「法科大学院での法学教育等」及び意見交換 中央大学法科大学院特任教授 稲葉一生 共用会議室		12:00	12:10~13:40 記念写真撮影及び 所長主催意見交換会	意見交換「法科大学院における法曹人材育成とラオスへの応用」 中央大学法科大学院特任教授 稲葉一生 法務省大臣官房司法法制部部付 中島行雄 JICA国際協力専門員・弁護士 佐藤直史 共用会議室		14:00
8	木	9:30 ラオス側協議 ※法科大学院との意見交換を踏まえての打ち合わせ, 翌日の発表準備 共用会議室		意見交換「司法修習における実務修習の現状等」 東京地方検察庁総務部副部長 馬場浩一 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長・弁護士 志賀剛一 共用会議室				
8	金	9:30 ラオス側発表 ※各プログラムの実施結果を踏まえた問題解決策等 国際協力部長 松並孝二 国際協力部副部長 柴田紀子 第六教室		総括質疑 第六教室				16:00
8	土	帰国						

ラオス人民民主共和国法・司法研修所関係者を代表して、(研修所の現状や設立の進捗等について) 報告する。現在、ラオスにおける法曹三者、すなわち裁判官、検察官及び弁護士の養成は、それぞれ単独に行われている。つまり、裁判官は最高人民裁判所、検察官は最高人民検察院、そして弁護士は弁護士会において、それぞれ養成されている。このように単独で行うことにより、それぞれの法律の知識や理解、専門技術等について相違が生じ、それぞれが得られた知識を応用するとき、つまり、政府の方針、法律及び政府の各法令を実際の仕事に適用するとき、特に訴訟事件の際には統一的に行われていない。そのため、違反行為の解釈や法律条文の解釈において矛盾が生じ、犯人に対する罪責を下すときも不当となり、司法を確保することができない場合があるため、社会から批判されている。このような状況になっているのは、様々な原因があるが、その主な原因は、法曹三者がそれぞれ単独的に養成されたからだと考えられている。また、そのような方法は、より大きな予算がかかってしまう上に、外国の機関が支援するときも困難である。

上述の理由により、庁に同格する研修所を設立する必要があると考えられた。当初は、国家司法(研修)所と名付け、司法省の管轄の元に置いた。その目的は、裁判官、検察官、弁護士及びその他の司法職員である裁判判決執行官、公証人、戸籍登録職員、競売執行官を一か所において養成するためである。このように、法曹人材を一か所において養成することによって、その質が上がり、(司法の理解等が) 統一的になり、上述のような課題が徐々に解決され、国家の予算も節約できることを期待している。また、外国の機関がより容易に支援することができ、日本やベトナムなど、諸外国の制度にも適合する。一方、人民裁判所、人民検察庁及び弁護士会は司法、公平、法律及び実情に基づいて、訴訟事件の解決に、より集中することができる。

裁判官、検察官、弁護士やその他の司法職員である法曹の養成業務に関する政府の補助役になり、ラオス人民民主共和国を徐々に真の国民による国民のための法治国家に作り上げる政府の方針を確実なものにするためである本研修所の設立を準備するために、2012年12月15日に、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院が三者合意書を交わし、本業務を司法省に任命するとした。また、その後、2013年3月7日発行、第224号の司法省令により、本研修所の設立について指導する幹部委員会及び専門的に検討する専門委員会を設置した。その構成として、司法省副大臣が委員長を務め、最高人民裁判所副長官1名、最高人民検察院副長官1名及び弁護士会会長1名が委員、各関連機関の専門家が会員を務めている。任命された担当者は、その後、首相令案の作成準備に入り、当初は「国家司法(研修)所の組織及び活動に関する首相令」と名付けた。2013年にその首相令案の他に、研修所の設立の紹介書類、事業計画書などの関

連書類を政府に提出した。その後、2014年3月に、副首相が会長を務める、統治・法務に関する国家会議が開催され、本研修所を早急に設立すると共に、その名称及び首相令の内容について、司法省が関連組織と調整した上で、ラオスの総合の現状に適合するように再検討するよう指示された。

上述の重要な指示に従って、司法省が首相令案を見直し、現司法省法・司法研修所と司法省管轄の法科大学を統合し、庁に同格する「法律・司法所」とした。この首相令案の改正は初段階的に完了し、帰国後には早急に教育・競技省、内務省、首相府及びその他の関連機関との共同会議を開催して得られた首相令案に関する意見に基づいて改正し、その後、政府に提案する予定である。

なお、現在はその根拠となる首相令が交付されていないものの、我々は既に、2015年1月に予定しているラオス人民民主共和国の裁判官、検察官及び弁護士になる法曹人材の初の（統一的な）研修の開催準備に向けて、様々な準備を行っている。例えば、カリキュラムの作成が完了し司法大臣の承認も得られた。また、各科目の教材の作成も初段階的に出来上がり、施設の準備及びその運営の準備も完了している。

日本では、2014年8月に裁判官、検察官及び弁護士になる法曹人材の統一的な研修を開催していることを、駐ラオス JICA の法律・司法分野の人材育成プロジェクトの専門家から伺ったとき、我々も是非見学したいと考えた。そのため、同プロジェクトの専門家を通して JICA にその支援を申請し、その要望がこのように実現できている。そのため、この場で、今回のラオスからの一行を代表して、我々を支援して下さる日本の法務省及び JICA にお礼申し上げる。我々も、今回得られた経験や知識を生かして、ラオスの発展状況に適したものを応用し、ラオスのより有効な法曹養成を行っていきたいと考えている。

なお、今回の出発前に、我々が最も関心のあることについて、8問の質問を JICA の専門家を通して関係者の皆様に送付した。

以上がラオスの法律・司法所の設立の背景及び必要性である。

司法省法・司法研修所

2014年7月23日

通知書

JICA 法律人材育成強化プロジェクト中村専門家様

この度2014年8月2日から9日にかけてラオス司法省研修所から日本を研修で訪れるに当たり、当研修所から貴国の研修所に対して、具体的に深く学びたいと考えている項目をお伝えします。詳細は下記8項目のとおり。

- 1 裁判官・検察官及び弁護士になるための統一的な研修として、どのようなカリキュラムを採用しているか。
- 2 裁判官・検察官になるための研修及び弁護士の研修に関しては、それぞれどういう教授法を用いているか。或いは、三者とも共通の教授法を用いているのか。
- 3 トレーナーはどの機関から来ているか。
- 4 研修の運営・管理に関しては、どのように行われているか。
- 5 入所のための試験と卒業試験は、どのように行われているか。
- 6 研修用の教材又は講義用の資料の作成に当たっては、どのような工夫をしているか。
- 7 トレーナーの育成に関して、具体的にはどのような教育をしているのか。
- 8 研修所及び研修生の管理・運営は、どのように行われているか。

以上、上記項目に関して日本側の関係機関に知っていただきたく、翻訳の便宜のために報告します。

敬意を表して

所長 ジョムカム・ブッパリワン